

令和3年 第5回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和3年5月25日(火)

## 令和3年 第5回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和3年5月25日(火)	開催場所	上里町男女共同参画推進センター	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時15分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下 容二 事務局次長：関口博之 主任：長谷川美雪		書記	事務局主任 長谷川 美雪

## 委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	×
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	○
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	×	—	菊地 宏利	○
2	塚本 房雄	○			

## 会議進行状況

<p>[開 会]</p>	<p>議 長</p>	<p>ただいまの出席数は農業委員13名、農地利用最適化推進委員12名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p>	<p>議 長</p>	<p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号8番 尾崎 保幸 委員 議席番号9番 小林 加代子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p>
<p>日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長  事 務 局</p>	<p>日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について、1から2番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇 〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 外1筆 面積は2筆併せて3,352㎡、青地の農地です。地目は1筆が田、1筆は畑です。受人の居住地から申請地までは約2.7km、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は202,241㎡で、自作が192,241㎡、借受が10,000㎡でございます。譲受人は25歳の兼業農家です。経営規模拡大のため申請となりました。</p> <p>2番ですが、譲受人 上里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、〇〇〇〇氏 譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇 〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番 面積は798㎡、青地の農地です。地目は畑。受人の居住地から申請地までは50m、権利内容は売買による所有権移転、受人の耕作面積は40,600㎡で、自作が19,000㎡、借受が21,600㎡でございます。譲受人は77歳の専業農家です。</p>

<p>日程第3 議案第15号 農地法第4条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>自宅から近く作業効率がよいため申請となりました。</p>
		<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	戸矢 活夫委員	<p>1 番について</p>
		<p>問題はありません。</p>
	立石 満委員	<p>2 番について</p>
		<p>問題ありません。</p>
	議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	議 長	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>～異議なしの声あり～</p>	
議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>	
議 長	<p>～挙手全員～</p>	
議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。</p>	
議 長	<p>日程第3 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>	
事務局	<p>農地法第4条の説明をさせていただきます。</p>	
	<p>1番ですが、上里町〇〇△△△番地△ 〇〇 〇氏の転用です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△</p>	
	<p>36㎡、地目は畑、転用目的は敷地拡張、申請人の職業は〇〇、形態は拡張、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。用途地域の中でございます。宅地に接続しています。申請地は住宅に囲まれ、申請者が所有する宅地に接しているため、駐車場や物置を設置する目的で申請となりました。</p>	

<p>日程第4 議案第16号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	尾崎 保幸委員	1番について 住宅地の中のため問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	日程第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 埼玉県〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇、譲渡人 群馬県藤岡市〇〇△△△番地 〇〇〇 〇外1名です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 251㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は一般住宅、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は現在借家暮らしをしており、申請地が通勤圏内のため自己用住宅を建てるための申請です。 2番ですが、譲受人 上里町〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 群馬県藤岡市〇〇△△△番地 〇〇 〇 です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 9.57㎡、地目は畑、権利内容は贈与による所有権移

	<p>議 長</p> <p>尾崎 保幸委員</p> <p>塚本 房雄委員</p> <p>小林加代子委員</p> <p>議 長</p>	<p>転、転用目的は敷地拡張、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は、現在借家暮らしをしておりますが、子どもの成長に伴い手狭になり、申請地が通勤圏内のため、自己用住宅を建設するための申請となります。</p> <p>3番ですが、譲受人 埼玉県本庄市〇〇△△△番地△ (株)〇〇〇〇(代)〇〇〇〇、譲渡人 埼玉県深谷市〇〇△△△番地 〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1, 762㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅7棟、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は、住宅地に接続しており駅・役場にも近く住宅需要が見込まれるため申請するものです。</p> <p>4番ですが、譲受人 本庄市〇〇△△△番地△ 〇〇 〇(株)、譲渡人 上里町〇〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 1, 401㎡、地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は建売分譲住宅5棟、譲受人の職業は〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。宅地に接続しています。申請地は住宅地に接しており、住宅需要が見込まれるため申請となります。</p> <p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>1番・2番について 場所はすでに住宅地になっておりまして、特に問題ありません。</p> <p>3番について 問題ありません。</p> <p>4番について 問題ありません。</p>
--	--	--

坂本 茂 委員	ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。
尾崎 保幸委員	確認したいのですが1番、2番は航空写真だと道がないように見えるのですが、道があるのですか。それなりの立地条件でないと許可を出して良いのか悪いのか。また、この斜めの細い所ですが、なぜこの細い道は必要なのですか。
事 務 局	<p>私の説明でもよろしいでしょうか。地図の青い部分の更に右上には細く繋がって、右上斜めに17号から入る道路があります。</p> <p>〇〇さんはこの家に入るときは17号からこの道を入ってきます。今回購入される方にもこの道路を使用して良いという話になっているそうです。</p> <p>狭い紫の部分は〇〇さんの所有でしたが、昔の塀の境界が測量したら違っていたので、東の家の方に贈与することになりました。</p>
坂本 茂委員	<p>尾崎委員、ありがとうございます。実は地図ではわかりづらいと思います。地図で見づらくて、こんな細いと思われると思います。地図で見づらくて申し訳ございませんが、〇〇〇-3という地番が見えるのがわかりますか。今回の申請地の上側に細長くカーブした道路から南へ降りてくる通りがあります。それが〇〇〇の3という形で筆が分かれていると思います。ここが徳江さんの土地、宅地なんですね。青地ではないものですから。〇〇さんに限りましてはこの土地をはいりまして、この奥の土地に出入りしておりました。おくりの土地がかなり徳江さんの宅地とその南側に農地が残っていたという事です。その南側の農地に今回第三者が住宅を建てるという事で、この土地に入る間口が当然必要になります起こされていないので、この地図では線が入っていないのですが、今回の転用申請を行うのにあたりましてここにもう一本線が入って土地から下にもう一本道が入ります。そこは農地でないためこの農業委員会には転用申請としてあがりません。</p>
事 務 局	わかりました。宅地の売買と青い線の農地の売買は道をつくるためにそれをやったということですね。

[閉 会]	坂 本 茂委員 事 務 局	<p>そうです。青い土地に入る入口も宅地と農地の部分があります。</p> <p>それで今回の道の部分は新しく住宅を建てる人がすべて買うという事ですね。</p> <p>それがですね。1本道がありましたら半分に線が入りまして、〇〇さんの所有部分と今回買われます方の青い車線が細く入っている部分です。お互いの所有名義を持っていながら、共有しましょうという取り交わしをするそうです。お二人で〇〇さんの入口、新しく買われる方の入口、この2件で入口を共用しようということで図面では物足らない部分がありますが、今回の家を建てるにあたって5筆ぐらい分筆がされます。</p>
	坂 本 茂委員	<p>それならわかりました。家が建たない所に農業委員が許可出したという事になるとおかしいかなと思ひ質問しました。</p>
	議 長	<p>他に質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>～異議なしの声あり～</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当としたいと思ひますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	会 長 代 理	<p>～挙手全員～</p> <p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p> <p>以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。</p>



上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和3年5月25日

議 長

印

(尾崎 保幸 委員)

署 名 人

印

(小林 加代子 委員)

署 名 人

印